

令和3年第2回三豊市議会臨時会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第54号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市税条例等の一部改正)	1
議案第55号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度三豊市一般会計補正予算(第1号))	10
議案第56号	三豊市副市長の選任について	33

議案第 5 4 号

専決処分の承認を求めることについて（三豊市税条例等の一部改正）

三豊市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 2 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

令和3年3月31日

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市税条例等の一部を改正する条例

(三豊市税条例の一部改正)

第1条 三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第2

3項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第22項を削り、同条第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を同条第23項とし、同条第25項を同条第24項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似

適用土地」に、「令和２年度分」を「令和５年度分」に改める。

附則第１２条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第２項及び第３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め、同条第４項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第５項中「平成３０年度から３２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第１５条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の２の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１６条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税

の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

- 6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改める。

附則第 25 条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令

和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(三豊市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三豊市税条例の一部を改正する条例(令和2年三豊市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、三豊市税条例第48条第2項の改正規定中「「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り」を「「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に」に改める、同条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、三豊市税条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、三豊市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、三豊市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の三豊市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行

日前に行った第1条の規定による改正前の三豊市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 5 5 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度三豊市一般会計補正予算
（第 1 号））

令和 3 年度三豊市一般会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治
法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の
規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 2 5 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

令和3年度三豊市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月19日

三豊市長 山下 昭史

令和3年度三豊市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,318,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月19日専決

三豊市長 山下 昭史

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,864,768	48,790	2,913,558
	2 国庫補助金	762,562	48,790	811,352
歳入合計		35,270,000	48,790	35,318,790

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		10,629,844	48,790	10,678,634
	2 児童福祉費	4,356,850	48,790	4,405,640
歳出合計		35,270,000	48,790	35,318,790

歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

1. 総括

（歳入）

款	補正前の額
15 国庫支出金	2,864,768
歳入合計	35,270,000

（単位：千円）

補正額	計
48,790	2,913,558
48,790	35,318,790

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	10,629,844	48,790	10,678,634
歳出合計	35,270,000	48,790	35,318,790

(単位：千円)

補正の財源内訳			一般財源
特定	財源		
国県支出金	地方債	その他	
48,790	0	0	0
48,790	0	0	0

2. 歳入

(款) 15 国庫支出金

款				
	項	補正前の額	補正額	計
	目			
15	国庫支出金	2,864,768	48,790	2,913,558
	2 国庫補助金	762,562	48,790	811,352
	2 民生費国庫補助金	258,323	48,790	307,113

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費 国庫補助金	48,790	児童福祉総務費国庫補助金 48,790 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補 助金(ひとり親世帯) 48,790

3. 歳出

(款) 3 民生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
3 民生費	10,629,844	48,790	10,678,634	48,790	0	0
2 児童福祉費	4,356,850	48,790	4,405,640	48,790	0	0
1 児童福祉総務費	525,974	48,790	574,764	48,790	0	0

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
0			
0			
0	3 職員手当等	251	時間外勤務手当 200 会計年度任用職員時間外勤務手当 51
	10 需用費	19	消耗品費 8 印刷製本費 11
	11 役務費	120	通信運搬費 120
	18 負担金、補助及び交付金	48,400	交付金 48,400 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）

補 正 予 算 給

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	(538) 1,557	577,853	3,111,780
補 正 前	(538) 1,557	577,853	3,111,780
比 較			

()内は、短時間勤務職員数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後	51,448	26,329	70,397	522
	補 正 前	51,448	26,329	70,397	522
	比 較				

与 費 明 細 書

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
2,159,051	5,848,684	1,057,028	6,905,712	
2,158,800	5,848,433	1,057,028	6,905,461	
251	251		251	

(単位:千円)

時間外勤務 手 当	管理職手当	期末勤勉 手 当	宿日直手当	地域手当	退職手当 負担金	管理職員特別 勤務手当
143,059	40,918	1,165,293	44	2,035	658,961	45
142,808	40,918	1,165,293	44	2,035	658,961	45
251						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	610		2,219,075
補 正 前	610		2,219,075
比 較			

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
1,657,220	3,876,295	701,305	4,577,600	
1,657,020	3,876,095	701,305	4,577,400	
200	200		200	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後	51,448	26,329	40,053	522
	補 正 前	51,448	26,329	40,053	522
	比 較				

(単位:千円)

時間外勤務 手 当	管理職手当	期末勤勉 手 当	宿日直手当	地域手当	退職手当 負担金	管理職員特別 勤務手当
111,134	40,918	883,120	44	2,035	501,572	45
110,934	40,918	883,120	44	2,035	501,572	45
200						

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	(538) 947	577,853	892,705
補 正 前	(538) 947	577,853	892,705
比 較			

()内は、短時間勤務職員数

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
501,831	1,972,389	355,723	2,328,112	
501,780	1,972,338	355,723	2,328,061	
51	51		51	

(単位:千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後			30,344	
	補 正 前			30,344	
	比 較				

時間外勤務 手 当	管理職手当	期末勤勉 手 当	宿日直手当	地域手当	退職手当 負担金	管理職員特別 勤務手当
31,925		282,173			157,389	
31,874		282,173			157,389	
51						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 会計年度任用職員以外の給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	
給料		給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当	200	制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	200

説明	備考
新型コロナウイルス対策による	

イ 会計年度任用職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	
給料		給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当	51	制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	51

説明	備考
新型コロナウイルス対策による	

議案第56号

三豊市副市長の選任について

下記の者を三豊市副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住	所	香川県三豊市
氏	名	綾 章臣

令和3年5月25日提出

三豊市長 山下 昭史